

第 10 回土地家屋調査士特別研修 実施要綱

1 実施日

- (1) 基礎研修 平成 27 年 2 月 6 日（金）～8 日（日）までの連日 3 日間
- (2) グループ研修 平成 27 年 2 月 9 日（月）～3 月 12 日（木）までで 15 時間以上
ただし、課題提出は平成 27 年 3 月 3 日（火）まで
- (3) 集合研修 平成 27 年 3 月 13 日（金）、14 日（土）の連日 2 日間
- (4) 総合講義 平成 27 年 3 月 15 日（日）
- (5) 考 査 平成 27 年 4 月 4 日（土）

2 実施会場及び講師（受講会場の選択はできません。）

- (1) 基礎研修 … 大学教授、弁護士、裁判官
 - ① 会場は、原則、受講者 5 名以上とし、条件に適合したブロック協議会（以下「ブロック」という。）内に設定する。
 - ② 受講会場はブロックと協議し、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が決定する（開始の 2 週間前までに通知予定）。
- (2) グループ研修 … 基礎研修の受講者の内、新規又は再受講者による自主的な研修。
ただし、1 グループにつき 5 名を基準とする。
 - ① 会場は、編成されたグループ内で任意の場所に設定する。
- (3) 集合研修・総合講義 … 弁護士
 - ① 会場は、1 単位当たり原則、30 名以上とし、条件に適合するブロック内に設定する。
 - ② 受講会場はブロックと協議し、連合会が決定する（開始の 2 週間前までに通知予定）。
- (4) 考査
 - ① 会場は、集合研修・総合講義が設置された同一ブロック内に設定する。ただし、状況によって複数会場設定する場合がある。
 - ② 考査会場はブロックと協議し、連合会が決定する（開始の 2 週間前までに通知予定）。

3 受講対象者

受講申込時点で土地家屋調査士会会員（以下「会員」という。）である者、又は土地家屋調査士法第 4 条に定める土地家屋調査士（以下「調査士」という。）となる資格を有する者（以下「有資格者」という。）のうち、土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」

という。)の受講を希望する者の中で、以下のいずれにも該当しない者

- (1) 土地家屋調査士法第 42 条の懲戒処分により業務停止中の者
- (2) 土地家屋調査士法第 56 条の注意勧告を受ける等、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会長から特別研修を受講させることが相当ではないと判断された者
- (3) 土地家屋調査士法又はこれに基づく命令に違反するおそれがあり、かつ、連合会長が特別研修を受講させることが相当ではないと判断した者
- (4) 下記に示す研修実施者、運営者又は運営協力者
 - ① 連 合 会：会長、研修部担当副会長、研修部担当役員、特別研修運営委員
 - ② ブロック：責任者
 - ③ 調査士会：協力員

※ 過去の特別研修における研修実施者、運営者及び運営協力者は、その任を終えた時点で受講することができる。

4 受講区分

(1) 新規受講：特別研修を新規に受講する者

(2) 再受講：下記の A・B のいずれかに該当する者

A 過去 5 回の特別研修（第 5 回から第 9 回）のいずれかにおいて、「基礎研修から総合講義までの全課程を終了できなかった者」又は「課題を提出していない者」（第 6 回特別研修を新規受講した者のうち、東日本大震災の影響で受講を辞退した者を含む。）→【第 5 回から第 9 回特別研修のいずれかを新規受講又は再受講したが、未修了の者】

B 第 1 回から第 4 回特別研修の修了証明書を保持する者であっても、土地家屋調査士法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けていない者

【再受講制度】

ア 受講内容：第 10 回特別研修の全科目及び考査

イ 方 法：第 10 回受講者と同様の管理下での受講

(3) 聴講・再考査：下記の A・B のいずれかに該当する者

A 過去 5 回の特別研修（第 5 回から第 9 回）の修了証明書を保持する者又は発行見込みの者のうち、土地家屋調査士法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けていない者（第 6 回特別研修の聴講・再考査申込者のうち、東日本大震災の影響で受講を辞退した者を含む。）

※ この取扱いについては、修了証明書の交付を受けた日から 5 年以内に開始される特別研修について適用するとするものであるところから、第 1 回から第 4 回特別研修の修了証明書の保持者については、その適用がされず、再受講の申込みが

必要となりますので、ご注意ください。

B 第9回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出した者→【第9回特別研修を新規受講又は再受講したが、**考査のみ未受検の者**】

【再考査制度】

考査を受けることができる制度です。

ア 受講内容 : 第10回特別研修の考査

イ 方法 : 第10回受講者と同様の管理下での受講

【聴講制度】

考査を受けるとともに、希望する講義を聴くことができる制度です。

ア 受講内容 : 第10回特別研修のグループ研修を除く研修及び考査

イ 方法 : 第10回受講者と同様の管理下での受講

5 新規受講者数（予定）

約 500 名

6 受講料

資格区分※ ₁	会員	有資格者
(1)新規に受講する者	8万円	10万円
(2)再受講制度※ ₂ を利用する者	4万円	
(3-1)再考査制度※ ₂ を利用する者	2万円	
(3-2)再考査制度を利用する者で教材を希望する者	3万円	
(3-3)聴講制度※ ₂ を利用する者(教材は含まれます)	3万円	

※1 受講料は申込時点の試験区分を適用しますが、同時に会員登録の申請を行った場合も会員の受講料を適用します。

※2 「4 受講区分」を参照のこと。

◆ 受講料の返金はいたしません。また、納入された受講料は、連合会が認めた者以外、特別の事情がない限り返金いたしません。

◆ 研修に伴う旅費交通費、宿泊費、研修中の食事費用、受講料の振込手数料は全て自己負担となります。

11 受講中止

次の要件により、受講中止を命じることができることとします。

- (1) 連合会及び当該受講者が所属又管轄する調査士会は、受講者の受講態度が著しく不良であるときは、受講の中止を命じることができる。
- (2) 連合会は、(1)の規定により受講中止を命ずる場合には、あらかじめ当該受講者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 受講中止を命ぜられた受講者は、その時から、今回の特別研修の全ての研修を受講することができない。
- (4) 理由の如何を問わず、受講中止を命ぜられた受講者に対しては、既に徴収した受講料は返還しない。

12 法務大臣の認定

連合会から第10回特別研修の修了証明書・考査成績証明書又は考査成績証明書の交付を受けた受講者は、法務大臣へ民間紛争解決手続代理能力認定の申請を行うことができます。

今回受講していない者でも、過去に修了証明書・考査成績証明書の交付を受けている者は、受講した際に交付を受けた修了証明書・考査成績証明書を用いて法務大臣へ認定の申請をすることができますが、前記「10 受講終了」で示す修了証明書利用期間を越えた場合は、法務大臣が指定する条件によります。

以上